

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社オキナに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社オキナに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2026年3月31日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社オキナに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable

PIF for SMEs

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社オキナ（「オキナ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、オキナの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、オキナがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

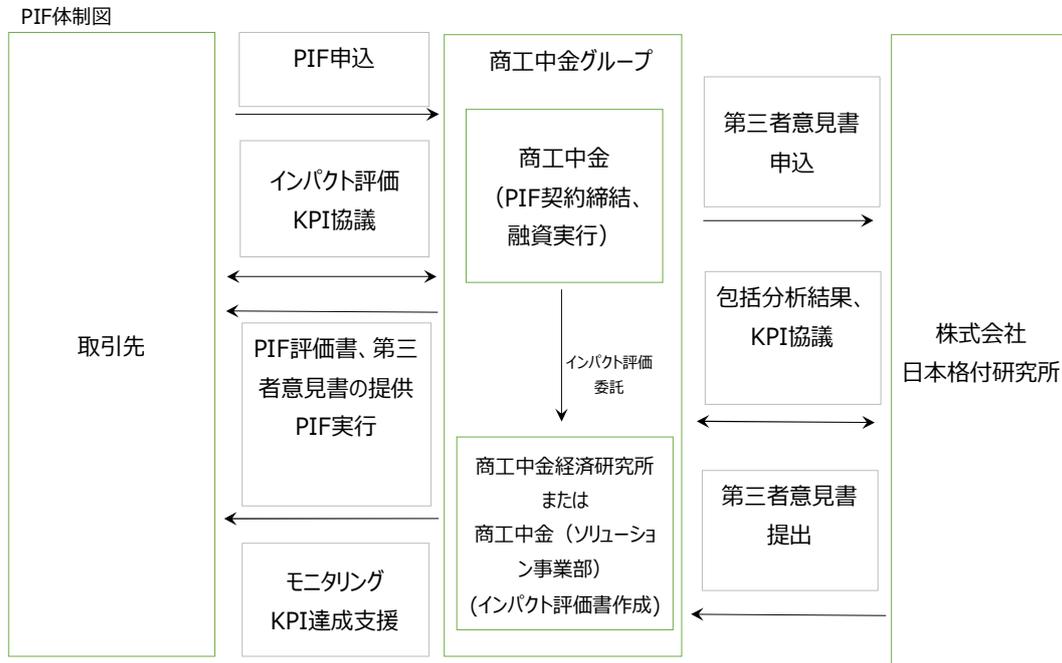
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるオキナから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス



JCR Sustainable PIF for SMEs

の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

葛 友樹

葛 友樹



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

- 国連環境計画金融イニシアティブ
- 「ポジティブ・インパクト金融原則」
- 「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」
- 環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
- 「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
 事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
 調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、プロンカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/en/>)に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026年 3月 31日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社オキナ（以下、オキナ）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、オキナの活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業[※]に対するファイナンスに適用しています。

[※]中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社オキナ
借入金額	200,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	コミットメントライン 1 年（更新オプション 9 回）
モニタリング実施時期	毎年 7 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	大阪府大阪市天王寺区大道 5-7-20
設立	1965 年 4 月
資本金	40,000,000 円
従業員数	75 名（2025 年 12 月現在）
事業内容	医薬部外品等の製造販売
主要取引先	日用品販売商社、ドラッグストア、航空会社、歯磨き粉メーカーなど

【業務内容】

- オキナは、大阪市天王寺区に本社を置く、主に医薬部外品の受託製造、アメニティグッズの販売を行う事業者である。製造している商品のほとんどが歯磨き粉やマウスウォッシュなどのオーラルケア製品であり、なかでもポーシヨンカップタイプのマウスウォッシュについては国内市場で高いシェアを有している。
- 受託製造においては、原材料・資材の調達から処方開発・商品化、受託充填・パッケージングに至るまで、製品化をトータルにサポートできる体制を整備している。また、多様な製品形状・容量に加え、小ロットから大量生産まで、取引先のニーズに柔軟に対応できることが大きな強みとなっている。なかでも歯磨き粉の受託製造については豊富な実績を有し、累計 200 社を超える企業と取引を行っているほか、生活用品小売チェーンやドラッグストアの PB 商品の製造も手掛けている。
- 海外で製造される医薬部外品や化粧品を国内で販売するためには、国内での製造販売許可に加え、個別の許可もしくは届出が必要となる。そのため、オキナがホテルや航空会社などで使用される業務用アメニティの輸入代行業務を担い、国内での円滑な流通をサポートしている。
- マウスウォッシュを中心に自社ブランドも展開しており、歯科医院向けの特定の効能を有する高品質な口腔ケア製品も展開するなど、オーラルケア製品の製造・販売を通じて、歯と口腔の健康に貢献している企業である。

(取扱商品)

オーラルケア商品 (売上比率 90%以上)	練り歯磨剤、液体歯磨剤、洗口剤、口中清涼剤、マウスウォッシュ、マウススプレーなど
パーソナルケア商品 (売上比率 10%以下)	クリーム、乳液、化粧水、エッセンス、ボディソープ、シャンプー、リンス、トリートメント、洗顔料、手指消毒剤など



(出所：当社ウェブページ)

【自社製品】



殺菌成分CPCを配合した薬用マウスウォッシュ。

日本製、医薬部外品
薬用処方のマウスウォッシュ

「ロングスピン®」は、歯科医院で求められる予防的なオーラルケアと、ホテル用アメニティーで長年培った、細やかなおもてなしのこころを融合させました。

原料・成分・製法にこだわり、国内の自社工場で一貫生産。まろやかな日本の水を活かし、薬用成分CPCやキシリトールもしっかり配合しています。

国内外の有名高級ホテルや旅館から、航空会社、レストランやクラブ、歯科医院などでも採用されている信頼のブランドです。さらに近年では、一般のお客様からのお求めも増えています。



薬用成分CPC
速効・長時間効果

薬用成分CPCとは、塩化セチルピリジニウム (cetylpyridinium chloride) のことで、うがい薬やローチ、ウエットティッシュや医薬品などに、殺菌を目的として配合されている速効・長時間効果の殺菌成分です。真菌（カビなど）や、特にブドウ球菌に対して殺菌作用があり、口臭の主な原因である歯周病菌への殺菌効果も期待されています。

知覚過敏、歯周病、歯肉炎、歯の美白など、毎日の歯みがきでトータルにケアしながらプラスαの成分を配合している様々な症状に合うハミガキ剤。

持ち運びに便利なチューブタイプと使い切りのパウチタイプの手指消毒剤。

(出所：当社ウェブサイト)

【受託製造の流れ】



(出所：当社ウェブページ)

【事業拠点】

拠点名	住所	機能
本社	大阪府大阪市天王寺区大道 5-7-20	管理部門、営業部門
東京オフィス	東京千代田区神田東松下町 17 ニッテン神田ビル 8F	営業部門
奈良工場	奈良市磯城郡田原本町千代 1016	製造部門

(本社)



(出所：当社提供)

(奈良工場)



(出所：当社ウェブサイト)

【関係会社】

会社名	住所	事業内容
上海欧喜那有限公司	中国上海市嘉定区方泰鎮泰海路 233	歯ブラシ製造 アメニティ用品梱包

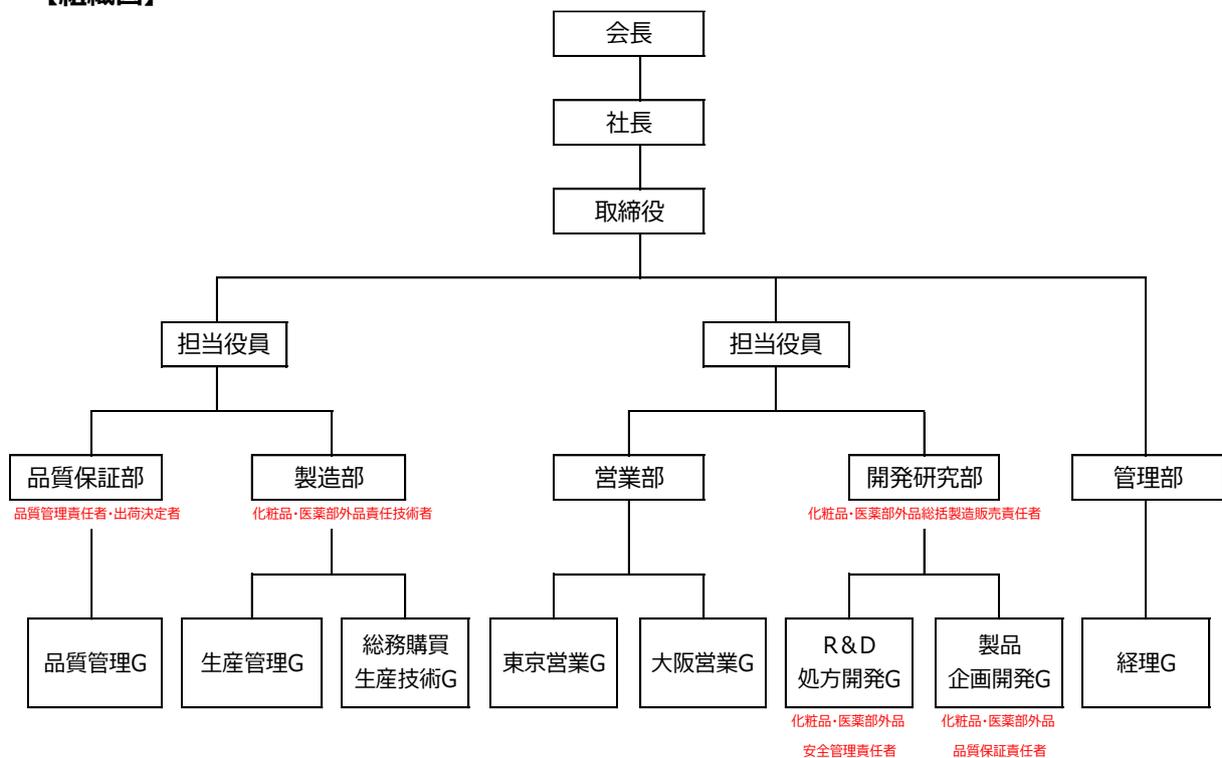
【沿革】

1955年	大阪府大阪市にて翁歯磨本舗を創業
1965年	株式会社オキナを設立
1967年	奈良県磯城郡田原町に歯磨き粉工場を設立
1985年	ポーションマウスウォッシュの発売を開始
1991年	奈良県磯城郡田原町にヤマト化研株式会社を設立（現在は休眠会社）
2000年	東京都府中市に東京営業所を開設
2005年	中国に上海欧喜那有限公司を設立
2015年	東京営業所を東京都千代田区に移転
2025年	ISO22716（化粧品GMP）認証取得

【主な許認可】

医薬部外品製造販売許可	化粧品製造販売業許可
医薬部外品製造業許可	化粧品製造業許可
医療機器製造業許可	

【組織図】



（出所：当社提供資料に基づき、商工中金経済研究所が作成）

2.2 業界動向

■ 医薬部外品の製造等にかかる許認可

- 医薬部外品の製造・販売については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、薬機法）」に基づき、厚生労働大臣または都道府県知事の許可が必要となる。また、品目ごとに、品質、有効性及び安全性について厚生労働大臣の承認を受ける必要がある。

製造販売業の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・製品を市場に出荷し、品質や安全性の最終責任を負うための許可 ・主たる事務所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない
製造業の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・製品を実際に製造するための許可 ・製造工程に応じて、「一般区分」「無菌区分」「包装・表示・保管区分」の3つの区分あり ・製造所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない

- 医薬部外品製造販売業においては、薬機法の規定に基づき、「GQP 省令¹（品質管理基準）」「GVP 省令²（製造販売後安全管理基準）」の遵守が求められている。また、医薬部外品製造業においては、薬局等構造設備規則に適合していることに加え、厚生労働省告示で製造管理・品質管理に特に注意が必要な品目に指定された医薬部外品の製造に関しては、「GMP 省令³（製造管理・品質管理基準）」を遵守することが許可の要件となっている。

	GQP 省令	GVP 省令
基準の概要	製造販売業者が市場に出荷する製品の品質を保証するために遵守すべき基準	製造販売業者が製品を出荷後にその安全性に関する情報を収集し、適切に対策を講じるための基準
体制整備にかかる主な義務	<ul style="list-style-type: none"> ・品質保証責任者の設置 ・品質管理業務手順書の作成 ・市場への出荷管理 ・製造業者の管理監督 ・品質等情報の処理 ・回収処理 ・自己点検、教育訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理情報の収集 ・情報の評価・検討 ・安全確保措置の実施 ・記録の保存

- 海外で製造した製品を日本に輸入して販売する場合、海外の製造所が「外国製造業者認定」を受けている必要があるとともに、日本の製造販売業者が製品ごとに「品目承認」を取得する必要がある。

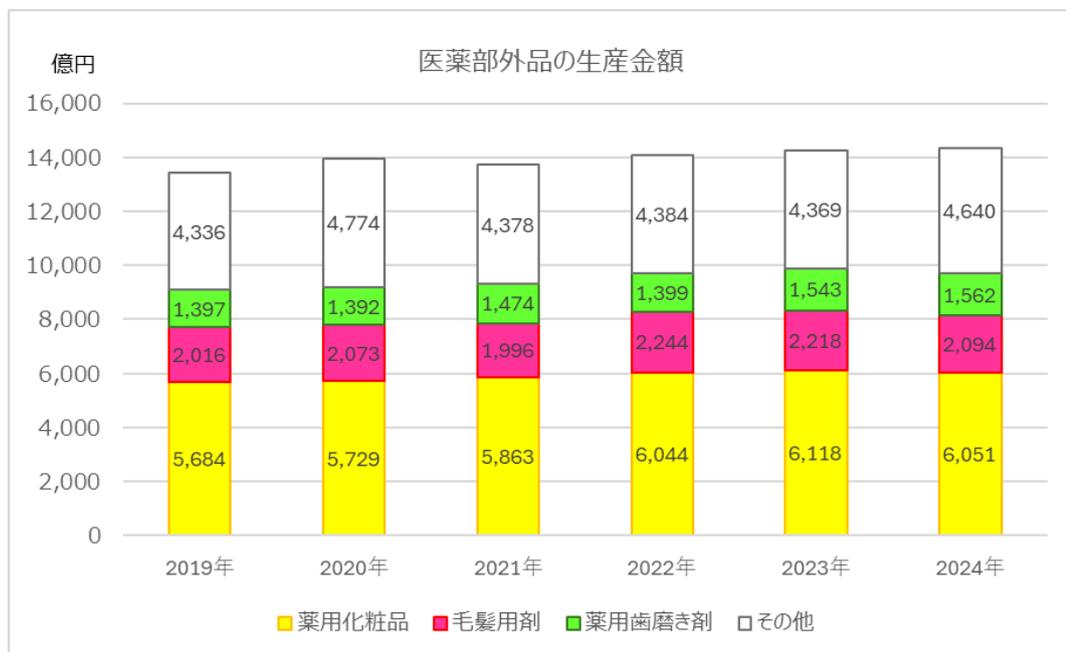
¹ 「医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令」

² 「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令」

³ 「医薬部外品等の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」

■ 医薬部外品市場の動向と受託製造の役割

- 厚生労働省の「薬事工業生産動態統計調査」によると、国内の医薬部外品生産額は、2024年時点で1兆4,347億円となっており、過去5年間で平均1~2%程度の成長率となっている。薬効分類では、スキンケア・ヘアケア製品と薬用歯磨きで約7割を占めている。
- 高齢化の進展に伴い、育毛剤や敏感肌向け製品の需要が増加している。医薬部外品は薬機法に基づき、効能効果を表示できる点が化粧品との差別化要因となり、消費者の信頼性を高めている。また、消費者は「安全性」「効果」「価格」のバランスを重視する傾向が強く、自然由来成分や低刺激性を訴求する商品が人気となっている。
- 国内市場は成熟期にあるが、ECチャネルの拡大やドラッグストアのセルフ販売強化により、販売形態が変化している。



(出所：厚生労働省「薬事工業生産動態統計調査」に基づき、商工中金経済研究所が作成)

- 医薬部外品の受託製造は、化粧品受託製造の一部または医薬品受託製造の隣接領域と捉えられている。医薬部外品の販売には、「製造販売業許可」や「品目承認」という高いハードルがあるが、受託メーカーは承認基準に適合した処方開発から煩雑な申請手続きまでサポートしており、新規参入企業の参入を後押ししている。そして、受託メーカーは厳格な製造・検査体制を維持しており、委託企業であるブランドオーナーにとって、受託メーカーの信頼性は法令遵守の基盤となっている。また、オーラルケア商品や薬用化粧品市場は、高機能化が加速しており、高付加価値製品を生む技術開発の拠点としての役割に加え、知覚過敏や歯周病などの特定の悩みに特化した少量多品種生産の担い手としての役割も果たしている。このように、医薬部外品の受託製造は、単なる「下請け」ではなく、「高度な薬事専門知識と製造技術を提供するパートナー」として不可欠な存在となっている。

■ オーラルケア市場の動向と国としてのオーラルケアへの取り組み

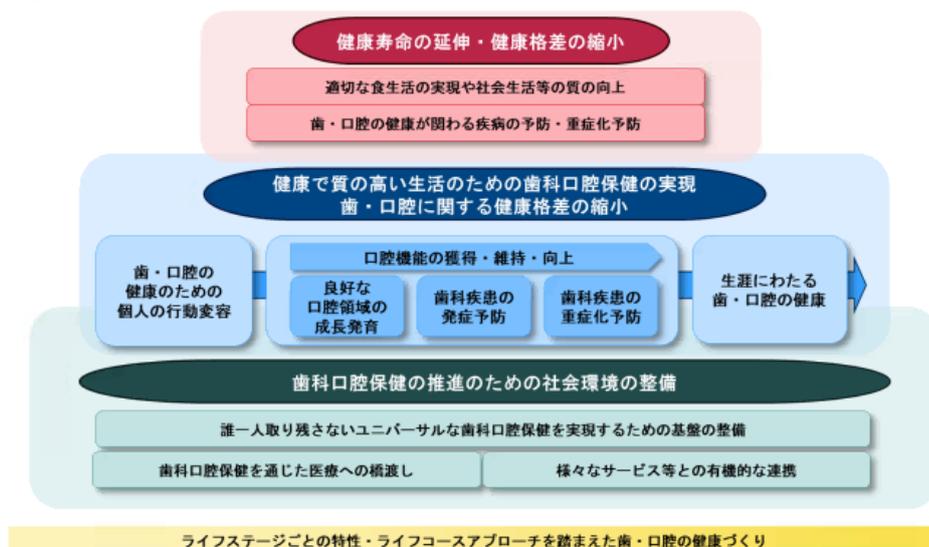
(国内市場)

- 週刊粧業によると、2024年のオーラルケアの市場規模は金額ベースで2,443億円であり、2年連続で3%以上の伸びとなっている。歯磨き粉、歯ブラシ、デンタルフロス、マウスウォッシュなどを中心に安定成長を続けているほか、機能性を重視した高付加価値製品が牽引役となっている。
- 近年の傾向としては、健康志向の高まりを背景として、虫歯予防や歯周病対策に重点を置いた製品が人気となっている。そして、高機能製品の登場やホワイトニング製品の増加もオーラルケア製品の需要増加につながっている。また、消費者の環境意識の高まりから、竹製の歯ブラシやリサイクル可能な包装材を使用した製品など、環境に優しい製品も注目されている。
- 国内の大手オーラルケアメーカーは、予防歯科の重要性を訴求する、包括的なヘルスケアを提案する、機能性に優れた製品を提供するなど、各社の強みや特長を生かして差別化を進めている。

(国としてオーラルケアへの取り組み)

- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健に関する施策を推進するための基本的な事項が定められている。2024年度から2035年度までの歯科口腔保健施策等については、「健康日本 21（第三次）⁴」と連携を図りながら、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」（以下、「歯・口腔の健康づくりプラン」）として推進されている。
- そして、「歯・口腔の健康づくりプラン」において、全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現に向けて、「個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備」及び「より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施」に重点を置き、歯科口腔保健のさらなる推進を図ることとしている。

(歯科口腔保健に関するグランドデザイン)



(出所：厚生労働省)

⁴ 2024年度から2035年度までの12年間実施される国の国民健康づくり運動

2.3 企業理念等

【企業理念・経営指針・行動規範】



企業理念
mission
会社として社会で実現すべき使命

経営指針
vision
使命の実現に向けたあるべき姿

行動規範
action
会社と社員が実践すべき行動のあり方

世界中の人々の健康で快適な毎日を創る

- 価値ある商品やサービスを通じて、人々の豊かな生活文化の創造に貢献します
- 全ての社員が常に柔軟に新たなことに挑戦し、新たな価値を創造する企業であり続けます
- 企業と社会の利益と調和を図り、地球環境に配慮して製品・サービスを提供し持続可能な社会の実現に貢献します

- お互いの信頼を大切にして、共通の目標に向かって前進しましょう
- 常に新たな発想と広い視野でチャレンジしましょう
- 心身ともに健康で明るく元気に業務に取り組みましょう

(出所：当社ウェブページ)

【品質方針・品質目標】

品質方針

「高品質の製品とサービスを提供することにより、お客様に
喜ばれ信頼される会社を目指す」

品質目標

- ・ 品質管理監督システム基準書及び、手順書を遵守して生産活動をおこなう。
- ・ 不適合を発生させない。
- ・ 不適合品を納入しない。

(出所：当社提供)

2.4 事業活動

オキナは以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

■ 製造工程における水使用の抑制と適切な排水処理

- オキナは、医薬部外品の製造にあたり、薬機法に基づく構造設備基準に適合した製造設備を整備している。マウスウォッシュ等の製造に使用する精製水は、日本薬局方に定められた製薬用水の基準に適合するものであり、水道水を逆浸透膜、イオン交換、限外ろ過⁵、蒸留などの工程を組み合わせ、不純物を極めて低い水準まで除去している。
- 水資源への環境負荷軽減の観点から、製造工程における水使用量の最適化を進めている。仕込み・調合工程における精製水使用量の適正化、洗浄工程の標準化、洗浄水の削減に向けた工程改善など、製造プロセス全体で効率的な水利用を図っている。加えて、排水処理については、固形分除去や中和処理等、排水が公共水域へ与える影響を最小化する措置を講じ、法令基準に適合した水質で排出されるよう管理を徹底している。

■ 純正プラスチック削減、再生可能資源の活用

- オールケア製品については、品質保持の観点からプラスチック容器を使用するケースが多いが、原料の一部を PCR 材⁶や再生原料に置き換える、あるいはバイオプラスチックの袋を使用するなど、純正プラスチックの使用量削減に取り組んでいる。そして、委託者に対しても、可能な限りサイクル素材を使用した容器使用を提案している。
- 原料に関しては、動物由来成分の使用を抑制し、天然由来成分を使用することで、環境負荷の観点から循環型経済への貢献に努めている。
- 地球にやさしい非木材「パームヤシカサパルプ」を原料とした紙パームヤシックスや責任ある森林認証制度 FSC を取得した化粧箱や段ボールを採用することにより、木材資源の削減や環境配慮に取り組んでいる。



(出所：当社提供)

⁵ 半透膜（UF 膜）を用いて水中の高分子物質・微粒子・微生物などを除去する精製方法

⁶ 一般消費者のもとで使用されて廃棄されたプラスチックを原料に再資源化されたプラスチック

■ 製造不良の抑制と廃棄物等の適正な処理

(製造不良の抑制)

- 安定した品質確保のため、製造不良の低減を重要な品質課題として位置づけ、継続的な改善活動を展開している。そのため、製造手順書の整備・標準化を進め、作業手順のばらつきを抑制することでヒューマンエラーの発生防止を図っている。また、主要工程に対する定期的なバリデーション⁷及び設備の保守・点検の実施により、装置の故障や性能低下に起因する不具合の未然防止に取り組んでいる。加えて、原料受入から製造・充填・包装までの全工程で品質検査を強化し、異物混入、規格外混合、充填量不良などの発生リスクを低減している。

(廃棄物等の適正な処理)

- 医薬部外品メーカーとして、法令に基づく品質保証体制を整備しており、製造部門から独立した品質保証部門が品質検査と出荷判定を厳正に実施する仕組みを構築している。独立部署による確認を徹底することで、製造現場の収益性や納期プレッシャーに左右されない、客観的かつ公正な品質評価を可能にしている。一方、製造工程では最善の管理を行っても、原料特性などに起因する一定の製造不良は避けられないのが実態であり、これらは適切に分別・記録したうえで廃棄物処理している。型抜き後のアルミフィルムや紙資源は有価物としてリサイクル業者に売却しているほか、歯磨き粉・マウスウォッシュの内容物などに関しては、契約している産業廃棄物処理業者に引き渡し、最終処分までの処理工程が適正に行われたかをマニフェストにより確認している。

■ エネルギー使用量抑制

- 工場の空調の更新やLED、製造工程における省エネ化の推進により、電力を中心としたエネルギー使用量の削減にも取り組んでいる。なお、配送については、排ガス規制に適切に対応している外部業者に委託し、近隣地域の関連工場とも協力しつつ、効率的な輸送に努めている。
- 特に歯磨き粉の製造においては、充填前の原料が環境によって変化することから、温度や湿度の管理が重要となり、これが電力を消費する一因となっている。また、増産や品質管理の高度化の観点から、電力消費の増加は避けられない。そのため、継続的な省エネの取り組みや生産の効率化などを通じて、売上当たりの電力消費を低減することで環境負荷軽減に取り組んでいく予定である。

■ オーラルケア商品の供給を通じた歯科・口腔疾患抑制への貢献

- 歯科医院には歯の治療だけでなく、口臭予防や審美など様々なニーズへの対応が求められており、オキナでは歯科医院向けに幅広い年代の悩みにあった歯科用オーラルケア製品作りにも取り組んでいる。そして、知覚過敏でしみるのを防ぎ、歯周病予防、歯のヤニ除去などをマルチにケアする歯ミガキ、植物から抽出したオリエンタルエッセンスに着目した生薬歯ミガキ、歯の質を強くするだけでなく、むし歯予防、歯垢の増殖を抑える薬用処方歯ミガキなどのほか、口腔内での操作性を考慮し設計したブラッシング指導用歯ブラシなどを提供している。

⁷ 製造工程・設備・機器が、想定したとおりに一貫して安定した品質の製品を作れることを検証し、その結果を文書化すること

(歯科医院向け商品の一例)



ALWAYS Sensitive
MULTICARE & Whitening
知覚過敏・歯周病・ホワイトニングをマルチケア



ALWAYS Oriental Herbal
天然植物由来成分で歯周病・歯ぐきを爽やかに



ALWAYS AQUA Dental Gel
高濃度配合フッ素+キシリトールでむし歯予防



ALWAYS EX-W Total Care
ネバつき・口臭・歯ぐきにトリプルアクション

PREV.

健康な歯へと導く、
ブラッシング指導用ハブラシ

ブラッシング指導のために開発されたハブラシです。
ふつうとやわらかめの2種類の毛の硬さをお選びいただけます。
お子様もご用意しておりますので患者様に合わせてご活用ください。



(出所：当社ウェブページ)

- 「健康日本 21（第三次）」において、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善が第二次から継続して目標に掲げられており、第二次で課題であった「歯周病、口腔機能、歯科検診の受診率」にテーマを絞り、新たに3つの目標が設定されている。オキナは、受託製造を含め、歯周病ケアや虫歯予防などの効能を有するオーラルケア製品の供給を通じて、歯・口腔の健康に貢献している。

(6) 歯・口腔の健康

目標	指標	目標値
① 歯周病を有する者の減少	40歳以上における歯周炎を有する者の割合（年齢調整値）	40% （令和14年度）
② よく噛んで食べることができる者の増加	50歳以上における咀嚼良好者の割合（年齢調整値）	80% （令和14年度）
③ 歯科検診の受診者の増加	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	95% （令和14年度）

(出所：独立行政法人医療基盤・健康・栄養研究所)

■ 品質・衛生管理の徹底

- オキナが製造する医薬部外品は厚生労働省告示における指定品目ではないため、GMP 省令の適用外であるが、ISO22716（化粧品 GMP）や GQP 省令（品質管理基準）に基づいた品質マネジメントシステムのもと、製造管理及び品質管理の徹底を図っている。そして、専門知識を有する品質保証責任者の設置、業務手順の文書化、試験結果等の確認による出荷可否の決定など品質管理の徹底を図っている。また GVP 省令（製造販売後安全管理基準）に基づき、製品の出荷後にその安全性に関する情報を収集・分析し、適切な対策を講じるための体制も整備している。
- 製造時における品質検査は、薬機法に基づき、厚生労働大臣または都道府県知事が承認した規格や試験方法に従って適正に実施している。そして、検査結果については、出荷判定の根拠として記録し、保存している。



（出所：当社提供）

- 歯磨き粉やマウスウォッシュに関しては、薬機法の区分に基づき、表示できる効能・成分・規格が決められている。そして、医薬部外品として効能を表示する場合は、厚生労働省の「薬用歯みがき類製造販売承認基準」に従い、製造・販売する必要がある。オキナはこれらの基準を厳守するための検査体制を整備し、製品の有効性、安全性、品質確保を徹底している。

（薬用歯磨き粉、マウスウォッシュの品質検査の概要）

主な検査項目	目的・内容
有効成分の定量・定性試験	承認された効能・効果（虫歯予防、歯周病予防、口臭予防など）をもたらす成分が規定分量正しく配合されているかを検査
形状及び物理的特性試験	製品の剤形（ペースト状、液状など）に応じた物理的な品質を確認
微生物限度試験	口腔内で使用される製品の衛生状態を保証するための試験
保存安定性試験	有効期間内を通じて品質が維持されるかを確認
外装・表示検査	「医薬部外品」の文字、有効成分、製造販売業者の名称、製造番号などが正しく記載されているかを確認（法定表示）

■ 安全・安心な職場環境の整備と健康増進

- 上長による工場内巡視により、作業者の安全行動や作業環境に問題ないかをチェックするなど、事故の未然防止に努めている。また、定期的に安全衛生委員会を開催して、事故発生事案を共有し、再発防止策を検討するなど、職場の安全性が確保されている。これらの取り組みにより、直近 2 年においては労災事案は発生していない。
- 品質検査の過程で有機溶剤を使用することから、従業員の健康保護のため、特殊健康診断の実施、保護具の着用、換気設備の設置、作業環境測定の実施など、「有機溶剤中毒予防規則」に定められた対策を徹底している。また、工場内の就業環境については、1 年を通じて温度・湿度が一定に保たれており、快適に働ける状態となっている。
- 「健康は口から = Entrance to Health」という考え方を大切にしており、オーラルケアを起点とした健康づくりを推進している。そして、会社全体で健康づくりに取り組むため、2025 年により協会けんぽの健康経営宣言に参加している。今後は、心の健康保持・増進、感染症予防対策や禁煙指導など従業員の心と身体の健康づくりをより一層推進し、健康経営優良法人（中小規模企業部門）の認定を目指す方針である。



(出所：当社ウェブページ)

■ ワークライフバランス推進

- 本社と工場で勤務体系が異なるが、2025 年の年間休日は全社平均で GW、夏季休暇、年末年始休暇を含めて 116 日を確保しており、同規模企業の平均⁸（1 企業平均休日総数 111.2 日）を上回っている。有給取得については、年 5 日の取得が義務化されて以降、経営陣が取得を推奨しており、2025 年の平均有給取得率は社員・パートともに 80%以上と同規模企業の平均（労働者 1 人平均取得率 64.9%）や政府目標 70%を上回っており、仕事とプライベートを両立しやすい環境が整備されている。
- 平均時間外労働時間については、残業を極力しない仕事の仕方が定着しており、月平均 6 時間程度と製造業の平均 13.5 時間⁹を大幅に下回っている。足許、受託が増加傾向にあり、製造部門の繁忙度が高まるが見込まれるが、引き続きメリハリのある働き方を推進し、総労働時間の抑制に努めていく方針である。

⁸ 令和 7 年就労条件総合調査における 30~99 人の企業

⁹ 毎月勤労調査令和 6 年度確報における製造業の一般労働者

■ 従業員の処遇の改善と福利厚生の実施

- 従業員の報酬については、直近 2 年連続で賞与の増額を含めて年平均 10%以上の引き上げを実現している。その他、生活支援の一環として住宅手当、家族手当を支給している。しかしながら、現時点では大阪府の同規模製造業の平均¹⁰（賞与込年収約 453 万円）を下回る水準となっている。今後とも、各人の能力や会社への貢献度に応じた公平な処遇を実施するとともに、物価動向や業績等を踏まえ、賞与を含めた報酬水準の底上げを図っていく方針である。
- 従業員のコミュニケーションの円滑化や心身のリフレッシュの観点から、社内イベントも開催しており、その代表的なものが社員旅行である。バリ、タイ、台湾、グアムと人気の海外の観光地へ行くことが多く、会社が全額費用を負担している。コロナ禍で一時中断していたが、2025 年より再開しており、継続的に実施していく予定である。
- なお、健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の法定福利厚生については、対象者全員を公平に取り扱い、雇用形態による不合理な待遇差のない労働環境を整備している。

■ 資格取得等支援

- 業務上必要な資格取得については、資格取得を推奨するとともに、取得費用を会社が全額負担している。

（会社が費用負担している主な資格）

衛生管理者	危険物取扱者
安全管理者	化学物質管理者
防火管理者	有機溶剤作業主任者

■ 雇用の創出とダイバーシティ推進

- コロナ禍以降の需要の持ち直しを受け、中途採用を中心として積極的な採用活動を実施し、直近 3 年間で約 20 名の従業員増加となっており、雇用の創出に貢献している。
- 性別、国籍、言語等で差別されることのない組織づくりを目指しており、ベトナム、ネパールなどから来日した 14 名の技能実習生を含む、計 20 名の外国人従業員が在籍している。そして、工場の近隣に寮を完備し、工場の管理者が共同生活をするなど、言語や文化の違いを尊重したサポートを行っている。また、パートを含めた全従業員の約 3 割が女性従業員であり、人数に概ね比例して女性従業員 3 名が管理職に登用されている。
- その他、定年再雇用者も男女合わせて 5 名在籍している。再雇用希望者については、ライフスタイルに合わせて勤務日数や勤務時間について柔軟に対応しつつ、上限年齢を設けず雇用機会を提供するなど、多様な人材の活躍を推進している。

¹⁰ 令和 6 年賃金構造基本統計調査における大阪府の 10～99 人の製造業

■ オーラルケア商品の受託製造強化と自社ブランド品の販売拡大

- オキナでは容器の材質や形状は、商品の内容物の性状や機能性、デザイン性を考慮し、様々な包装形態に対応できる生産システムを構築している。また、高粘度のペーストやジェル、液体を中心に、自社製品から受託製品まで、使い切りアメニティから小売サイズ、小ロットから大量生産まで多種多様なニーズに対応できるような体制を整備している。受託製造においては、取引先のほとんどが中小企業であり、これまで延べ 200 社以上と取引し、原材料・資材の調達並びに処方開発・商品化、受託充填・パッケージングに至るまで、中小企業のオーラルケア商品の製品化をトータルにサポートしている。
- 国内においては、奈良工場で製造を行っているが、需要の増加に対応するためには、工場の拡張が必要となっている。そのため、奈良工場近隣での工場移転、生産の一部海外移転について検討中である。そして、中長期的な視野に立ち、生産の最適化を図り、歯磨き粉を主体としたオーラルケア商品の受託製造の拡充を図っていく方針である。
- アメニティ用・歯科医院向け予防的オーラルケア商品を製造してきた実績を活かし、「いつでも・どこでもオーラルケア」をコンセプトとして、マウスウォッシュを主体とした自社ブランド品の拡販にも注力していく予定である。そのため、認知度向上を図り、海外輸出やネット販売を含めた販路の拡大に注力していく方針である。

(自社ブランド マウスウォッシュ「Long Spin」)



(出所：当社ウェブページ)

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集团的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	石けん、洗剤、クリーニング・つや出し剤、香水及び化粧品類製造業 その他の家庭用品卸売業
ポジティブ・インパクト	健康および安全性、健康と衛生、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、気候の安定性、水域、大気 土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
健康および安全性	➢ 品質・衛生管理の徹底
健康と衛生、零細・中小企業の繁栄	➢ オーラルケア商品の供給を通じた歯科・口腔疾患抑制への貢献 ➢ オーラルケア商品の受託製造強化と自社ブランド品の販売拡大

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全・安心な職場環境の整備と健康増進 ➢ ワークライフバランス推進
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 従業員の処遇の改善
社会的保護	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 福利厚生の充実
気候の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エネルギー使用量抑制
水域	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 製造工程における水使用の抑制と適切な排水処理
資源強度、廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 純正プラスチック削減、再生可能資源の活用 ➢ 製造不良の低減と廃棄物等の適正な処理

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
（ポジティブ）教育 （ネガティブ）社会的保護	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資格取得等支援
（ポジティブ）雇用 （ネガティブ）ジェンダー平等 民族・人種平等、年齢差別	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 雇用の創出とダイバーシティ推進

■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

<ポジティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 賃金アップに取り組んでいるものの、同規模の製造業の水準を上回るまでには至っていないため

<ネガティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
大気	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 製造工程において、大気への有害物質の排出は認められないことに加え、輸送は規制等法令に遵守した運送業者に委託しており、大気への悪影響は軽微であるため
土壌、生物種、生息地	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医薬部外品製造においては法令等に基づいて厳格な管理が行われていること、運送は排ガス規制等法令に遵守した運送業者に委託していることから、土壌汚染や生態系への悪影響はないため

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

オキナは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。2031年3月期以降については、直前の実績を踏まえて再度の目標設定を行う。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性	
取組内容（インパクト内容）	品質・衛生管理の徹底	
KPI	● 2031年3月期まで、ISO22716 認証を維持する。	
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 品質マネジメントシステムのもと、化粧品 GMP に準拠した製造管理に加え、品質管理の徹底により、提供する製品の安全性、信頼性を堅持していく。	
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 

特定したインパクト	健康と衛生、零細・中小企業の繁栄	
取組内容（インパクト内容）	オーラルケア商品の供給を通じた歯科・口腔疾患抑制への貢献 オーラルケア商品の受託製造強化と自社ブランド品の販売拡大	
KPI	● 2031年3月期までに、受託製造にかかる売上を30%以上増加させる。（2025年3月期：15.0億円） ● 2031年3月期までに、自社ブランド商品の売上を30%以上増加させる。（2025年3月期：4.6億円）	
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 海外工場を含めた生産の最適化を進め、国内工場の歯磨き粉の受託製造の余力を確保し、取引先の幅広いニーズに対応する。 ➢ オキナブランドの浸透による国内でのマウスウォッシュの拡販に加え、アジア地域での販路拡大により、自社ブランドの売上増加を図る。	
貢献する SDGs ターゲット	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 

特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	雇用の創出		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2031年3月期までに、従業員を10名以上増加させる。 (2025年12月時点：75名) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国籍・性別を問わない人物本位の採用を推進するとともに、就職支援・人材紹介会社などを活用しつつ、業容拡大に応じた人材を確保していく。 ➢ 定年再雇用については、本人の健康状態や労働意欲を勘案しつつ、年齢上限を設けない運用を継続していく。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	安全・安心な職場環境の整備と健康増進		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2027年3月期までに、「健康経営優良法人（中小規模企業部門）」の認定を受ける。以降、認定を維持していく。 ● 休業を伴う労災事案ゼロを継続する。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 従業員の心と身体の健康づくりをより一層の推進し、早期に健康経営優良法人の認定を受ける。 ➢ 過去の労災発生事案は不注意によるものが大半であることから、安全衛生委員会での注意喚起や上長の職場巡視・指導による基本動作の徹底により、未然防止を図る。 		
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	賃金		
取組内容（インパクト内容）	従業員の処遇の改善		
KPI	● 2031年3月期まで、従業員の平均報酬を年3%以上引き上げる。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 働きぶりに応じた公平な処遇を基本としつつ、継続的なベースアップを実施し、従業員平均ベースで物価上昇を上回る賃上げを実現する。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

特定したインパクト	気候の安定性		
取組内容（インパクト内容）	エネルギー使用量抑制		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2031年3月期までに、オーラルケア商品製造にかかる売上1億円あたりの電気使用量を5%以上低減させる。 (2025年3月期：売上1億円あたり24,490kWh) 		
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ オーラルケア商品の生産量増加や品質管理のため電力消費の増加は避けられないが、継続的な省エネの取り組みや生産の効率化・最適化により、年1%以上を目安として、原単位あたりの電気使用量を低減させていく。 		
貢献するSDGsターゲット	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	

特定したインパクト	資源強度、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	製造不良の低減と廃棄物等の適正な処理		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2031年3月期までに、歯磨き粉製造にかかる不良率を1ポイント以上低下させる。 (2025年3月期：不良率2.7%) 		
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 歯磨き粉の充填前の原料については、環境によって変化することから、温度・湿度の管理を高度化することにより、不良率の低減を図る。加えて、不良率の低減を通じて、廃棄物の削減に繋げていく。 		
貢献するSDGsターゲット	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPIを設定しないもの

インパクト	設定しない理由
ジェンダー平等、民族・人種平等、年齢差別	女性、外国人、高齢者に対し、相応に雇用機会が提供されており、引き続き多様な人材の活用を推進していくため
社会的保護	外国人技能実習生を含めた法律で定められた社会保障制度への加入のほか、資格取得支援・社員旅行など十分な福利厚生を完備しているため
水域	排水を適切に管理・処理することで十分に抑制が図られていることに加え、輸送（外部委託）時の商品流出による水質汚染リスクはないため

5.サステナビリティ管理体制

オキナでは、本ファイナンスに取り組むに当たり、小林社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、小林社長を最高責任者、西田取締役をプロジェクト・リーダーとして、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	小林 恵治
(プロジェクト・リーダー)	取締役	西田 雅彦

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むに当たり設定した KPI の進捗状況は、オキナと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、オキナと協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。オキナは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

執行役員 村田 雅彦

〒104-0028

東京都中央区八重洲 2 丁目 10 番 17 号

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190